

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部 局 名	保健福祉部
	課 名	長寿福祉課
	係 名	地域包括支援センター
	記 入 者	電話(内線) 172

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称	認知症地域支援推進員等設置事業				(3) 事業の 優先度	A	
(4) 総合計画での位置づけ					(6) 事業主体		市			
① 事業の区分	事務事業				(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)			
② 施策コード	14203		(総合計画掲載ページ 62 ページ)			会計区分	特別会計			
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)					財源区分	国県補助			
基本施策	1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実(高齢者福祉)					予算科目	款 3		項 3	目 4
施策	②地域包括ケアシステムの構築					予算書上の	認知症地域支援推進員等設置事業費			
施策内容	3認知症対策の推進					事業名称	(予算書 277 ページに掲載)			
(5) 事業期間	開始	平成	28	年	4	月から	(5) 事務分類			
	終了			年		月まで (		力年)	自治事務	
						根拠法令	介護保険法第115条の45号第2項第6号			

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等。	認知症地域支援推進員を市(地域包括支援センター)に設置し、認知症に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう医療機関や介護サービス事業者や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組や地域の事情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組等を行う認知症地域支援・ケア向上事業を平成30年4月から実施できるようにする。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
市(地域包括支援センター)に認知症地域支援推進員を設置するため、認知症地域支援推進員研修を受講する。	平成27年4月1日施行の改正介護保険法により創設され、平成30年4月までに、全ての市町村に認知症地域支援推進員を配置することとされた。各自治体にて、配置に向けた取り組みを進めている。
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
高齢化に伴い認知症高齢者数も増加しており、市においても平成32年には1,500人(要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上)を超えると予測されています。このような状況の中、認知症の人やその家族等に必要な支援体制を整備していくことは重要である。	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映					
実施計画											
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
（１）事務事業費の コスト	事業費	旅費		0		15					
		負担金補助及び交付金		0		38					
	合計				53						
	財源	国庫支出金（千円）				20					
		県支出金（千円）				10					
地方債（千円）											
その他特定財源（千円）											
一般財源（千円）				23							
合計（千円）				53							
補助・起債制度名				地域支援事業交付金							

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称				単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	認知症地域支援推進員研修修了者数	目標値	人		1	2	1	1	
		実績(見込)値		0	1				
		目標値							
		実績(見込)値							
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	認知症地域支援推進員配置数	目標値	人		0	0	1	1	
		実績(見込)値		0	0	0	1	1	
		達成率		0.0 %	0.0 %				
		目標値							
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
5. 事業評価									
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	平成29年度末までに配置する必要がある。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	実施主体は、市町村と定められている。					
	手段の妥当性	A	妥当である	国実施要項に定める方法である。認知症地域支援推進員の配置には所定の研修が必要である。					
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	認知症地域支援推進員研修には所定の費用が必要である。					
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	支援を受ける者は、認知症患者とその家族であるか、認知症は誰にも起こり得る可能性があり、それを支援する体制を整備する当該事業は受益者に偏りがあるとは言えない。					
有効性	成果の向上								
進捗度	事業の進捗								
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。									
平成29年度末までに認知症地域支援推進員の配置が必要であるため、役割を担う者を選定し、その者が研修を受講する必要がある。また、選定、研修受講後は、業務内容に合わせて体制整備を図る必要がある。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？									
平成28年度、29年度中に認知症地域推進員研修を受講し、役割を担う人員を確保する。その後、平成30年4月1日より配置できるよう体制整備を進めていく。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			平成27年4月1日施行の改正介護保険法に基づき、平成30年4月までに全市町村で取り組む必須事業であり、実施方法についても国要綱に定められている方法であるため。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。				